



5/16 (金)

時代背景や法律等の変化に伴う雇用管理

# 企業におけるパワハラ対策

～グレーゾーンを理解して適正なパワハラ対策へ～



社員を叱る。どこまでだったら『パワハラ』になるのか？  
パワハラ判例とパワハラ新基準+心理テストを使って、  
『パワハラ』への正しい知識をお伝えします。

こんな事例があります。 パワハラで

社員がうつ病になった→労災認定→損害賠償請求！！

**パワハラへの正しい理解が、  
適正なパワハラ対策と雇用管理につながります。**

- 日 時 平成26年5月16日 (金)  
午後5時00分～6時30分
- 会 場 望月行政・社労士事務所 セミナー室  
(横浜市神奈川区鶴屋町3-29-9 タクエー横浜西口第6ビル6階)  
TEL 045-313-6188 FAX 045-313-6177
- 参加費 無料
- 講 師 経営スペシャリスト 望月 亮秀
- 内 容 1. 実際のパワハラ事例  
2. 『パワハラ』と『指導』の違い  
3. 『パワハラ』問題への対処方法

**コンプライアンス**



「パワハラだ！」と言われて、  
部下への指導が弱腰になれば組  
織はどんどんダメになっていき  
ます。適正なパワハラ対策が組  
織を強くしていくのです。

下記のセミナー参加申込書にご記入のうえ、**FAX 045-313-6177**までお申込み下さい。  
(定員がございますので、1社2名まで、先着順とさせていただきます)  
経営者側向けの内容となっております。対象でない方のお申込みはご遠慮下さい。

セミナー参加申込書		申込期限：4月18日 (金)
貴社名	役職・参加者名	
所在地	役職・参加者名	
電話番号	FAX番号	
→→→→→→→→→→→→→→→ <b>FAX : 045-313-6177</b> ←←←←←←←←←←←←←←←		

□FAX 停止について 今後このようなご案内 FAX が不要の場合または宛先間違え等の失礼がございました際には、誠に恐れ入りますが、FAX 番号を明記の上、045-313-6177 までお送り下さいますようお願い申し上げます。今後はご案内いたしません。